

4 川越税務署から申告に関するお知らせ

問 川越税務署 ☎ 235-9411 〒 350-8666 川越市大字並木 452-2

確定申告会場の開設期間等

令和2年分の所得税、個人消費税、贈与税の確定申告会場の開設期間は、令和3年2月1日(月)から3月15日(月)までです(土・日・祝日を除きます。ただし、2月21日(日)と2月28日(日)に限り開場します)。申告会場の入場には入場整理券が必要です(詳細は国税庁ホームページをご覧ください)。

- ▶ 相談受付…8:30~16:00 ※2/16(火)より前から受付けています。
- ▶ 相談開始…9:00 ※申告書提出は17時まで

▼税目別申告期間と納付期限

税目	申告会場開設期間	納付期限
所得税及び復興特別所得税	2月1日(月)~3月15日(月)	3月15日(月)
消費税及び地方消費税	3月31日(水)まで	3月31日(水)
贈与税	2月1日(月)~3月15日(月)	3月15日(月)

※川越税務署へは公共機関を利用し、お越しください。
 ※作成された申告書等は、必要書類と一緒に郵送で提出できます。
 ※感染症対策として密を回避した相談方法を取るため、会場が混雑した場合は日時をずらしての来場をお願いすることがあります。
 ※来場の際にはマスク着用、検温の実施にご協力を頂き、37.5度以上の発熱がある場合等は、入場をお断りさせていただきます。ご理解ご協力をお願いいたします。

▶公的年金等にかかる雑所得以外の所得で、主なものの所得金額の計算方法

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法
給与所得	給与・賞与・パート収入等	給与などの収入金額ー給与所得控除
雑所得(公的年金等以外)	個人年金、原稿料等	総収入金額ー必要経費
配当所得 ※注	株式や出資の配当等	収入金額ー株式などの元本取得に要した負債の利子
一時所得	生命保険の満期返戻金等	(総収入金額ー収入を得るために直接要した金額ー特別控除額【最高50万円】) × 1/2

※注…上場株式等に係る配当所得の申告不要制度を選択した場合は除きます。

公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

年金受給者で下記に該当する場合、所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。

▶確定申告不要制度対象者

- 下記の①②のいずれにも該当する人
 - ①公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
 - ②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下
- ※制度対象者でも町・県民税の申告は必要です。

▶申告不要制度対象者でも確定申告が必要な場合

- ・所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合
- ※詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

還付申告相談会 関東信越税理士会川越支部 ☎ 246-6188

- ▶日時：2月6日(土) 10:00 ~ 15:30
- ▶会場：川越市南公民館 (川越市新宿町1丁目17-17)
- ▶申込み：上記に電話申し込み(完全予約制) ▶料金：無料
- ▶対象：①~③に該当する人。
 - ①給与所得者・年金受給者で収入600万円以下の人
 - ②給与所得者で医療費控除を受ける人
 - ③年の途中で就職・退職し年末調整が済んでいない人

5 申告書等の作成は便利なスマホ・パソコンで

問 川越税務署 ☎ 235-9411 〒 350-8666 川越市大字並木 452-2

国税庁のホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で所得税などの申告書等が作成できます。税務署に出向かずに作成できますので、ぜひご活用ください。

▶「確定申告書等作成コーナー」の種類など

- 令和2年分の確定申告書等作成コーナーは、作成する帳票により、主に下記のもの等に分けられます。
- ・所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー
- ・青色申告決算書・収支内訳書作成コーナー
- ・消費税及び地方消費税の確定申告書作成コーナー
- ・贈与税の申告書作成コーナー

▶「確定申告書等作成コーナー」でできること

確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書等が作成できます。作成した申告書等は、マイナンバーカードと対応スマートフォンを使用した申告や、添付書類と一緒に税務署へ郵送での申告ができます。また、マイナンバーカードをお持ちでない人も事前に税務署でID・パスワードを取得することでスマートフォンや自宅のパソコンからe-Tax(国税電子申告・納税システム)で送信することもできます。
 ※ID・パスワードに関する問い合わせ ☎ 235-9411 (自動音声「1」を選択)

e-Tax・作成コーナーの操作などに関する問い合わせは、☎0570-01-5901 (e-Tax・作成コーナーヘルプデスク) まで
●ヘルプデスク受付時間
 月曜日から金曜日の9~17時まで(土日祝日、12月29日~1月3日は利用できません)
 ※受付時間は変更になる場合があります。

2 所得税及び復興特別所得税の還付・年金受給者申告相談

問 川越税務署 ☎ 235-9411 または 税務課住民税担当 ☎ 132~134

所得税及び復興特別所得税の還付・年金受給者申告相談を藤久保公民館に開設します。

▼日程表

対象	期日	受付時間	会場
町内全域	2月4日(休)・5日(金)	表1(P8)のとおり	藤久保公民館ホール

※今年度は、申告受付方法を変更しています(P8を確認ください)。

還付申告相談に必要なもの

①医療費控除を受ける人

必要書類

- ・医療費控除の明細書 ※医療費控除については、下記の「町・県民税の申告に係る注意点」を参照

②2年目以降の住宅借入金等特別控除を受ける人(増改築、特定改修、認定長期優良住宅、連帯責務による住宅借入金、ローンの借り換えは除く)

必要書類

- ・住宅借入金等特別控除申告書(税務署から送られてきたもの)
- ・借入金の年末残高証明書

③寄附金控除を受ける人

必要書類

- ・寄附をしたときの領収書・証明書

④中途退職後、年末調整が済んでいない人または、公的年金等の所得のみで、社会保険料等の控除を受ける人

必要書類

- ・昨年支払った社会保険料、生命保険料、地震保険料の控除金額を証明できる書類

①~④全てに共通して必要なもの

1. 令和2年分の給与・年金等の源泉徴収票
2. 印鑑・ボールペン・計算用具(電卓等)
3. 預金口座番号がわかるもの(申告者名義に限る)
4. マイナンバーカード、または下記①②の両方

①現住所記載の通知カード、マイナンバー記載の住民票 ※どちらか1つ

+

②運転免許証、パスポート、健康保険証、障害者手帳 在留カード ※いずれか1つ

❗ ご注意ください

令和元年分以前の申告は、受けられません。
 ※源泉徴収税額のない人は還付金額は生じません。
 ※①~④以外の受付は、川越税務署(☎235-9411)で申告してください。

3 町・県民税の申告に係る注意点

問 税務課住民税担当 ☎ 132~134

医療費控除の申告、ふるさと納税(ワンストップ特例制度)の利用に係る注意点、郵送による提出については、下記を確認ください。

医療費控除を申告する人へ

医療費控除を受ける場合、「医療費控除の明細書」の添付が必須です。

【領収書の内容を記入する場合】

住所・氏名・医療費の明細欄・医療費の合計金額等を必ず事前にご記入ください。

【医療費通知を添付する場合】

医療費の明細欄の記入は必要ありませんが、医療費通知に関する事項欄(医療費の合計金額等)を必ず事前にご記入ください。

※記入がない場合、申告を受けられないことがあります。

※申告会場にて「医療費の領収書」の添付・呈示は必要ありません。医療費控除の明細書に記入した領収書はご自宅で5年間保管してください(税務署から呈示・提出を求められる場合があります)。

ふるさと納税(ワンストップ特例制度)を利用の人へ

この制度は申告をしないことが条件となります。制度を利用された人が申告書を提出した場合、特例制度は受けられません。改めて申告をする際は、すべての収入がわかるもの、控除証明書が必要になりますのでご注意ください。

❗ 郵送による提出の活用を!

町・県民税申告書は、郵送での提出が可能です。感染拡大防止に繋がりますので、ぜひご活用ください。

※計算方法が不明な場合は、名前、日中ご連絡の取れる電話番号等の必要事項を記入のうえ、収入・控除等の添付書類をすべて揃えて送付いただくことも可能です。